

神戸再生プログラム（第13次案）

神戸市政を市民の手に

2009年10月、神戸は変わる。
さらば 助役市長
つくろう 市民の市長を。

政策「神戸再生プログラム」（第13次案）をまとめました。

1. 政策「神戸再生プログラム」（第13次案）をまとめました。第12次案（7月18日）以降の修正箇所は、**青字**で記しています。
2. 神戸市を「エコタウン」化する総合政策や市民のあらゆる階層での生存権喪失の危機に対する「緊急提案」は、別途検討します。
3. 政策「神戸再生プログラム」はこの2年間、みなさん方のご意見で「進化と深化」をしてきました。いよいよこの政策を実現する時が訪れました。2009年10月、第17回神戸市長選挙（10月11日：告示日、同25日：投開票日）まであと2か月となりました。

神戸再生フォーラム

650-0027 神戸市中央区中町通3-1-16 サンビル201

電話&ファクス：078-371-4595

Eメール：k-saisei@coral.plala.or.jp

公式サイト：<http://www.rekobe.net/>

公式ブログ：http://blog.livedoor.jp/re_kobe/

郵便振替：神戸再生／00910-8-264805

目次

はじめに／3

1. 現状認識と方向／4

1. 「開発から福祉・環境へ」の公約はどこに行ってしまったのか／4
2. 私たちのまち・神戸はいま、どこに向かっているのか／4
3. 市民の悲劇をもたらしたこの間の神戸市政／5
ー矢田神戸市政の「ミッションの欠如」「政策の欠如」「行政手腕の欠如」そして「腐敗」ー
4. 行政主導の近代化・国際化への都市経営路線は、バブルとともに破綻／5
- 5. 助役出身の市長の60年／6**
6. 2009年10月、市民の手で市長をつくろう／7

2. 基本姿勢・ビジョン／8

1. 被災地神戸の市民として、生命と暮らしを守る市政を／8
2. 文化共生都市神戸の市民として、「世界遺産都市」を／8
3. 日本国憲法・地方自治法の精神に則り、住民自治の発展を／9

3. 主な政策課題／10

3-1. 行財政／10

1. 「神戸市総合基本計画」(マスタープラン)の抜本的見直し問題／10
2. 財政問題／10
3. 市役所改革問題／10

3-2. 経済・環境(交通、産業、まちづくり等)／12

4. 神戸空港問題ー不要・不急の大型公共事業並びに開発主義神戸の象徴としてー／12
5. 神戸港問題／12
6. 交通問題／12
7. 産業・雇用問題／13
8. 中小企業問題／13
9. 農業・漁業問題と環境保全／15

3-3. くらし(医療と健康、教育、福祉)／15

10. 市民の生命と健康を守る医療の課題／15
11. 教育問題／16
12. 福祉問題／17
13. 住宅問題／18
14. 阪神・淡路大震災からの復興と防災の問題／19

3-4. 平和、文化、まちづくり／20

15. 平和・人権問題／20
16. 文化問題／20
17. 市民主体のまちづくり・コミュニティ形成／21
18. 観光問題／22
19. 市民参画問題／22

はじめに

“チェンジ!”、聞きなれた言葉になりました。

私たちは、ずっと“チェンジ!”“(神戸を) 変えよう。”と訴えてきました。

私たちは今、“神戸は変わる。”と確信しています。

借金地獄から脱却していこうという気力も意識も残っていない矢田神戸市政

相変わらず、血税は福祉ではなく、ハコモノの林立に変えるだけに過ぎません。

「働いても、働いても貧しい社会」「努力しても報われない社会」「貧困と格差社会」を招いた国の政策が、国民に対し、より一層困難な状況を作り出している中、神戸市は、自らの身内に聖域を残しつつ、助役出身の歴代市長による「無駄な公共事業推進」の失敗の清算を「財政再建」と称し、市民の生活にすべてしわよせ、特に弱い人たちの生きる権利の切り捨てをすすめています。

自浄作用できる力も残っていない矢田神戸市政

2006年4月、村岡功自民党市会議員(当時)の逮捕をはじめとした神戸市当局の関与した汚職の実態の告発を通じ、神戸市の利権構造が市民の目に明らかになりました。また、2008年3月、上脇義生公明党市会議員が、神戸地検に国税徴収法違反容疑で逮捕されました。先の汚職事件に続き、市会議員の逮捕は2年間で3人に上るという異常事態です。

村岡事件でも、政治倫理委員会が100条委員会の権限を発動しないなど市会での調査究明は中途半端に終わりました。議員が自ら襟を正そうとする姿勢に欠けており、議員を公認した政党の責任も重大です。

一方、国内外から神戸の特性は、自然に恵まれた「山と海」だと見られてきました。このすばらしい自然環境を結果として、台無しにしていくことに力を注いできているのが神戸市政です。このような神戸市の負の遺産を一掃し、神戸市政を市民の手に取り戻すには、市民の視点・目線での政策づくりと、神戸市の腐敗除去策を含めた抜本策・再生プログラムが必要です。

2009年10月の市長選挙勝利に向け2007年7月以来、改めて政策「神戸再生プログラム」の策定のための協議を重ね—07/7/24、8/31、9/30、10/2、10/15、11/18、12/3、08/3/24、10/8、12/1、09/4/19、7/18、8/25—第13次案(19課題170項目)をまとめました。

なお、政策「神戸再生プログラム」の性格上、神戸市政の改革に絞ってまとめているので、国政や県政の改革の課題・方向には言及していないことを申し添えます。

1. 現状認識と方向

1. 「開発から福祉・環境へ」の公約はどこに行ってしまったのか

2001年秋の神戸市長選挙に立候補した矢田立郎氏は、「開発から福祉・環境へ」を公約に掲げて当選しました。当選から8年、この公約は、どこに行ってしまったのでしょうか。矢田氏は2008年秋、『衆知を活かすー明日の神戸のまちづくり』を出版しましたが、どのような「衆知を活かした」と言うのでしょうか。

開発の象徴である「神戸空港」を2006年2月に開港し、関西空港と結ぶ「海上アクセス」は空席だらけで、その穴埋めに億単位の税金を注ぎ込んでいます。また、市民の財産である御影工業高校跡地などの市有地をコンペ方式で数十億円もの安値で売却するかと思えば、市民の負担になることは矢継ぎ早に打ち出し、実行に移しています。2006年4月に発覚した村岡親子自民党市会議員をはじめとする汚職事件も環境事業を舞台に展開されていました。

神戸市立中央市民病院移転工事の受注業者である神戸製鋼所が2009年2月、会長・社長が同時に退任せざるを得ない政治資金規正法違反事件を起こし大阪国税局から指摘を受けました。重大な不祥事を起こしても神戸市行財政局は「今後の推移を見守る」として神戸製鋼所に寛大な態度で臨み、神戸市自ら決めたルール「神戸市指名停止基準要綱」(平成18年4月1日、市長決定)に沿った措置を行おうとしません。恣意的に棚上げできるような神戸市長決定をマニュアルに止めず条例化して、より透明性を確保しなければなりません。

また、時期を同じくして、今度は矢田立郎市長の後援会「安心で元気な神戸をつくる会」が西松建設のダミー団体である「未来産業研究会」および「新政治問題研究会」に70万円分のパーティー券を購入してもらい、また同後援会が二階俊博経産相の資金管理団体に前後400万円の政治献金をしていたことが発覚しました。

神戸再生フォーラムは、「公開質問状」(市長宛)や「陳情書」(市会宛)を提出して究明にあたってきましたが、いまだ矢田市長からは誠意ある説明がなされていません。国政と同じ構図で「政治とカネ」にまつわる不透明な事態が神戸市政をめぐる横たわっています。「神戸市の受注業者が市長後援会の主催する政治資金パーティー券の購入を禁止する」旨の条例制定を検討していくことが必要です。

何れの問題を見ても矢田氏の公約「開発から福祉・環境へ」は空手形で、公約違反と言わざるを得ません。

2. 私たちのまち・神戸はいま、どこに向かっているのか

1995年1月17日の阪神・淡路大震災から14年8か月を経て、私たちのまち・神戸はいま、どこに向かっているのでしょうか。

絶望的なまでに破壊されたまちは、外見上みごとに復興を成し遂げたとされています。日々の生活に、震災の爪あとを見出すことは少なくなってきました。しかし、目を凝らして、人々の生活の内面を見やるなら、また、外見の華やかさにかくれたさまざまな指標を冷徹に見るならば、震災の打撃が市民生活のあちこちに残っていることに気づかされます。

この14年余りを振り返ってみると、全国的な進行と歩調を合わせるかのように、いやそれ以上の速さで高齢化と貧困化が進行し、集落・コミュニティの崩壊現象が起きています。いま、

全国の中山間地や離島を中心に指摘されている「限界集落」—65歳以上の高齢者がその集落人口の50%を超え、独居老人世帯が増加し、社会的共同生活の維持が困難になっている集落—は、大都市・神戸でも急速にすすんでいるのです。

神戸市内を町丁ごとに見ていくと、この10年間(1995年→2005年)で、「限界集落・コミュニティ」は、4倍(23→85)近く増えており、生活保護率も**1.49%から2.65%**に増えています。**2005年までの10年間の保護率の上昇幅は、1.16%にもなり、全国47都道府県・12政令指定都市の中で大阪市(2.22%)に次いで全国2位です。**長田区、兵庫区、中央区、須磨区などのインナー地域は、より貧困化がすすんでいます。

3. 市民の悲劇をもたらしたこの間の神戸市政

—矢田神戸市政の「ミッションの欠如」「政策の欠如」「行政手腕の欠如」そして「腐敗」—

村岡親子自民党市会議員をはじめとする汚職事件の追及推移の中で、矢田市長が神戸市民ではなく、自らを取り巻く一部の市会議員・利権に群がる大企業・特定業者に直接奉仕をしていることが明らかになりました。彼らに満足=利権を与えなければ、自らの地位(選挙・行政運営・議会対策)を守れないからです。

利権を持っているのは、彼らだけではありません。神戸市が出資・出捐する外郭法人が**45**団体(**2009年**4月現在)あります。その多くは神戸市民にとって必要かどうか疑われています。そこには市の幹部職員OBが役員として居座っています。

財政悪化と言われながら、各外郭団体は、神戸市の補助金と委託料を当てにして運営を成り立たせています。「海上アクセス」などは外部監査法人から「企業の継続性に疑義」と指摘されているにもかかわらず、神戸市は抜本的な施策を打ち出しません。「企業会計」も同様です。赤字垂れ流しの地下鉄海岸線、市債返済の目処の立たない神戸空港、ここには「政策の欠如」と「行政手腕の欠如」が現れています。

市民の生活を守ることを放棄し、自ら何をなすべきかを見失い、ただ自分の地位を守るためには、悪徳市会議員の言いなりになり、幹部職員(OB)・組合幹部(OB)・特定民間人には甘い汁を吸わせています。つまり、矢田市長は、「腐敗」によって成り立っているのです。結果として市民の生活をさらに悪化させています。

矢田神戸市政の悲劇は、「ミッション(使命)の欠如」「政策の欠如」「行政手腕の欠如」そして「腐敗」が揃っていることです。これは、神戸市民の悲劇と言えます。

4. 行政主導の近代化・国際化への都市経営路線は、バブルとともに破綻

2008年11月、神戸市の「次期基本計画のあり方懇話会」(座長=新野幸次郎・神戸都市問題研究所理事長)は矢田市長に『報告書』を提出しましたが、これまでの**神戸市**の基本認識と基本路線を変えていません。はるか明治以来の行政主導の近代化・国際化への都市経営は、バブルとともに破綻しましたが、**神戸市**は目前に広がる国際金融危機と不況を前になおグローバル化に対応すると言い、市民の生活や仕事の実態と要求に目を向けません。

そもそも、神戸市の都市経営とは何でしょうか。「神戸経済は脆弱です、財政収入が少ない、市民への負担が多い。だから**神戸市**が土地を開発し企業を誘致して、その波及効果で地域経済を支え、開発で稼いで福祉に回す」。これは全国の注目を浴びましたが、震災と金融不況のた

め後退を余儀なくされました。「だが医療産業などで立て直すからご期待下さい。ただ情勢は厳しいです。第一に少子・超高齢化の潮流です。これは弱い経済をさらに弱めます。高齢者の生活は経済が支えるのですから、『産業が都市の生き残りを制する、市はこれに戦略的に取り組みます』。第二の潮流は、グローバル化です。市はこれに対応できる新産業を創出します＝『ビルド』、しかし旧産業は没落せざるを得ません＝『スクラップ』。そこで市と市民は役割を分担しましょう。厳しい経済や財政の中で市は、新産業や企業の呼び込みに集中します。時代遅れで淘汰される旧産業を見据えても仕方がありません、少子高齢化や市民生活は自助・共助でお願いしたい＝『選択と集中』といった政策を打ち出してきました。

これは、金持ちやエリートが経済を活性化させ、市民に恩恵が滴り落ちるトリクルダウン政策、スクラップ&ビルド政策であり、「選択と集中」が新味です。神戸市は戦後の経済回復期に神戸の大企業が市外に流出して以来50年以上にわたってこれを主張し続けてきましたが、ファッションや観光など幾多の産業誘致はことごとく失敗し、不動産開発の「成功」もバブルとともに弾けました。そのため市は膨大な売れ残り土地を抱え、これをできるだけ高値で売り払わねばならなくなり、「付加価値」をつけるために自前で空港を建設し、米国の鉄の都市ピッツバーグの転身をまねて医療産業を構想しました。しかし、神戸市が市民に抱かせる地元波及の期待すらもどんどんかすんできたのが現状です。

ところで、神戸市という「潮流」は欧州は無論、アメリカまでも変わっています。今後の経済は、現存する産業に基づき、事業者が変化を見据えて取り組む改革を支援する、さらには広く市民の力を生かす、この内発型、地域内経済循環型です。

市民の力とは、現存する中小自営の事業者だけでなく、福祉・環境・まちづくり等に関わっているNPO、自治会等の各種団体、ボランティアで力を発揮したいと願う市民、また「有能」な力をやりがいある仕事に発揮しかねている市職員、これらの方々の力を言います。今はやりのソーシャル・キャピタル（社会的資本）です。市民の知恵と力を生かして、まちづくり、福祉、食の安全・安心・新鮮、環境、再教育等をすすめる、その際これを社会的な事業として仕事・雇用の場を作り出す、という観点が大切になります。「市民主体の神戸市」とはこのようなことを言うのでしょう。経営の神様ドラッカーはこれを「革命だ」と言っています。

5. 助役出身の市長の60年

1949年11月、原口忠次郎氏が神戸市長に就任以来、60年間助役出身の市長が務めてきました。助役出身の市長は退いてもらい、徹底した市民目線の市長に変わる時がきました。

1995年1月17日の阪神・淡路大震災によって、戦後の神戸のまちづくりが開発主義、「神戸都市経営」を標榜し、経済的効率性を追求するが故に、市民の安全・安心を軽視したものであることが明らかになりました。

神戸市民にとって不幸だったのは、その後の復旧・復興過程も市民の生活や声を顧みることなく進められたことです。その最たるものは、当時の笹山幸俊市長が神戸空港建設を「希望の星」として、30数万市民が疑問を呈し「大事なことは住民投票で決めよう」と求めた声を聞こうとしなかったことです。

結局神戸市の施策は、世の中がどう変わろうが、市民がなんと言おうとも、開発主義路線を追い求めてきたということです。一時はそれで利益を得た市民もいましたが、今ではほんの一部の人の利権にしか過ぎません。

今年、キリスト教社会運動家・賀川豊彦の献身100年です。矢田立郎神戸市長は、賀川豊彦の「万人は一人のために、一人は万人のために」を座右の銘としていると言いますが、矢田氏の「一人のため」の「一人」とは、決して「何とか家族を守り家庭の平和を築こうとする一人」「結婚しようとも生計のめどの立たない一人」「老後の楽しみは、無料パスを使って友だちに会ったり、買い物をする一人」「会社を首になった、どうしようと悩んでいる一人」「子どもが小さいのに、店の売り上げがあがらないシャッター通りの一人」「病院に行くにも保険証のない一人」ではなく、「神戸空港建設関連の利権屋」「神戸資源リサイクルセンターに絡む利権屋」「中央市民病院建て替えに絡む利権屋」「天下りする神戸市幹部OB」の「一人」です。賀川豊彦が存命であれば、意味を曲解されていることに抗議をするでしょう。

民主主義社会で大事なことは、市民一人ひとりが考えみんなで決めるということです。それを保障するのが適正な手続きです。「適正な手続き」は、神戸市に請願・陳情した場合の神戸市の回答の決まり文句でもあります。言葉の本来の意味としての適正な手続きとの違いは、神戸市の施策に異論がある市民参加の保障があるかどうか、徹底的に議論を深めるかどうかにあります。「協働と参画」も、神戸市は神戸市の施策に異論があるものを排除し、参加をさせません。

神戸市長に期待されるのは、神戸の抱える問題を隠しごとなく市民に公開し、それを市民とともに共有し、そのもとで進むべき道を指し示し、市民とともに市民のためとなる政策を実行していくことです。

現下の喫緊の問題は、サブプライムローン証券破綻をきっかけにした世界不況の中で、日本の輸出依存体質が破綻したことを踏まえ、市民の生命と生活を守り、雇用と真の地域経済を創り出すことを支援する市政への転換です。

2009年10月、助役出身の市長の60年と決別しなければなりません。

6. 2009年10月、市民の手で市長をつくろう

このような市民不在の市政を市民の手に市政を取り戻すことが、今日の神戸を救う道ではないでしょうか。残念ながら矢田市長では市政改革はできません。これまでの神戸市政は助役が市長に成り上がることによって、利権や腐敗を継続してきたからです。今こそ助役出身ではない市民目線の市長が必要です。

まちの主人公はそこに住む住民です。住民が自らのまちをどのようなまちにしたいかを定めることができるのです。

しかし複雑化した現代において住民だけの力ではまちが抱える問題を解決できません。多くの人々の力を借りることによってはじめて展望を見出し、その実現に踏み出すことができるのです。

幸い、神戸には震災復興を通じて生まれた住民のために協働しようとする多様な市民グループが存在しています。復興や福祉のまちづくりのNPO、NGO、自治組織、神戸の文化を守り育てていくグループなどで活動するメンバーは実に多士済々です。そうした力を集めるとともに、150万市民の思いと力を集め、神戸再生に向け、ともに一步を踏み出すことがいま求められています。

さあ、手を携えて立ち上がり、市政の改革をはじめていきましょう。

2. 基本姿勢・ビジョン

1. 被災地神戸の市民として、生命と暮らしを守る市政を

阪神・淡路大震災は、私たち神戸市民から、かけがえのない多くの人の生命と家、その他重要な財産を奪い去ってしまいました。そんな中で、私たちは何の利害ももたない多くの人々の協力を得ました。明日への希望を見出せない中でも、人の情により救われました。そこには、国籍・民族・信条・宗教・性別・年齢・心身の状況・社会的経済的環境等の違いをお互い認識・尊重する社会がありました。私たちは人の生命の大切さを再確認し、人の心の優しさを肌で感じました。

私たちは、人の生命の大切さをはじめとして、国籍・民族・信条・宗教・性別・年齢・心身の状況・社会的経済的環境等の違いを違いとして互いに認め尊重し、特に社会的弱者と言われる人々が神戸に住んでよかったというまちにします。人の心を取り戻すためにも、海と山という恵まれた環境をもう一度生き返らせ、自然と共生できるまちにします。そして震災と同様、人の生命と財産を破壊するような一切の人間の行為、特にテロや戦争に対し全力を尽くして反対し、平和を希求するまちにします。

同時に市民の日常生活を守るため、生命と暮らしを守る市政をめざします。

病気に罹った時、多くの市民は嵩む費用に心を痛めます。入院するとなれば、一時的に費用が嵩みます。医療費に心を痛めることなく、安心してかかれるようにしていかなければなりません。健康診断の充実とともに、早期発見・早期治療に繋げることが肝要で、そのために、患者負担を軽減するとともに、国民健康保険の給付などを改善し、魅力ある医療制度を構築していきます。

医療など社会保障関連の財政支出の経済効果（雇用を含む）は、大型建設事業に比べて大きいことは自明のことです。この自明の理に沿って直ちに社会保障関連重視の政策に転換すれば、市民の健康と生命を守るとともに、経済の再生にも寄与することができます。

2009年5月、新型インフルエンザに見舞われ、国・自治体も市民も大切な経験と重要な教訓を得ました。今秋にも“第2波”に遭遇することが予想され、感染防止対策は万全を期さなければなりません。その際、当面次の3項目は緊急に手立てを打たなければなりません。

①この間減らされた医師や保健師ら専門職の再配置。②病床数を減らすことになる中央市民病院の移転凍結。③国・自治体の措置に起因する経済的損失を蒙る場合の損失補償対策などを国や兵庫県に要望するとともに、独自に対策を講じなければなりません。

2. 文化共生都市神戸の市民として、「世界遺産都市」を

800有余年の間、港を中心として世界の多くの国・民族・都市と交流する文化共生都市として、特に明治以降、国内・諸外国の人たちが神戸を訪れ、多くの人たちが終(つい)の棲家(すみか)とした歴史は、このまちが今後もそういうまちであり続ける可能性を秘めています。私たちは歴史から得た有形・無形の財産を継承・発展させていきます。

さらに、関西の一員として大阪や京都と一体感を享受しながら、神戸の港と海と山に恵まれ、また国際色豊かな土地柄を生かし、海外からの訪問者が安心して滞在できるような地域ぐるみの施設とサービスが自然にできる、在住の外国人の方々が誇りをもって母国の友人を招待でき

るような、そんなまちをめざします。

友好と共栄のまち、贅沢でなくとも、不自由なく安全と安心を感じられるまちをめざします。

「被災地神戸の市民として」「文化共生都市神戸の市民として」、このまちを“生命・人権・自然環境・平和が満ち溢れたまち”にしていきます。そして私たちは、“生命・人権・自然環境・平和”の理念を共有する世界中の個人・自治体・国々と友好を深めます。そして、そのような「世界遺産都市」をめざします。

広島・長崎の被爆から30年経った1975年3月18日、神戸市会は「核兵器積載艦艇の神戸港入港拒否に関する決議」を全会一致で決めました。①入港希望当該国に、非核証明書の提出を求め、②非核証明書の提出のない場合は入港を認めない、という措置がとられることになりました。これが、非核「神戸方式」です。以来、34年間、核兵器積載艦艇の入港はありません。

1997年、ニュージーランドでは非核「神戸方式」の内容が法制化され、2000年には国連が召集した各国NGOの代表者会議の宣言に「世界の政府が実施すべき措置」であると盛り込まれました。核兵器廃絶を求める声は、今日、国連では圧倒的多数（192か国中186か国）を占めています。非核「神戸方式」は、核兵器廃絶の世界世論の牽引車としての役割を果たすとともに、世界にアピールできる“神戸ブランド”であり、世界遺産都市の指定につながる“宝”です。この“宝”を国内外に発信し続け、平和な港を堅持していかなければなりません。

3. 日本国憲法・地方自治法の精神に則り、住民自治の発展を

神戸には、阪神・淡路大震災被災者への公的支援を求める運動以来、各種の大きな運動の広がりが見られ、その一つの到達点とも言えるのが、1998年の「神戸空港建設の是非を問う住民条例の制定を求める直接請求署名」運動でした。わずか1か月で30万以上、神戸市有権者の4分の1を上回る署名を集めたこの運動は、人口150万人の政令指定都市としては「信じられない」広がりや熱気を持っていました。神戸市民の中にあるこの可能性を生かした市民参加による神戸市政を実現します。

そして、日本国憲法と地方自治法の精神に則り、神戸のまちを世界に誇れる議会制民主主義が保障されるまちにしていきます。

市民から選ばれた市長や市会議員・市議会は、市民の目線で市民の意思を積極的に把握し実行することに努めます。市民は、自らが選んだ市長や議員・議会の誤りを自らの責任として積極的に正します。市のあらゆる公的情報を市長や議員・議会は隠さず、市民との共有を率先して行います。市長と議員・議会の対立、市長と市民の対立、議員・議会と市民の対立が起こった場合、市長、議員・議会、市民は誠意をもって問題解決にあたり、住民投票を含めたあらゆる手法を通じ合意形成をします。

他の地方自治体とは、対等の隣人としての誠意をもって問題の解決に努力します。また、国とは、神戸市民の生命と財産を守ることを第一義に考え行動します。

こんなまちを私たちはつくっていきます。

3. 主な政策課題

3-1. 行財政

1. 「神戸市総合基本計画」(マスタープラン)の抜本見直し問題

(1) 都市間競争から脱却し、開発事業型から市民サービス型を基本とした総合計画—文化共生都市を基本とした計画—を制定します。プロセス(過渡期)として、今までの歪みの除去期間を設定するとともに、2011年度から開始しようとしている「次期基本計画」については、市民の要求と希望をもとに抜本的に見直します。

(2) 市民参画・情報共有を根本にした真の「市民参画条例」を制定します。

2. 財政問題

(1) 大型公共事業(神戸空港、六甲アイランド南、神戸市立中央市民病院の移転など)を中止または凍結します。

(2) 財政問題を解決するために徹底した無駄を省くとともに、市民福祉の立場に立つ「破産管財人」の視点で、当面の断行策を提起するとともに、財政立て直しの中・長期策を策定します。

当面の断行策の第一歩として、一般会計の全歳出並びに特別会計の全歳出入の中身を具体的に洗い直します。例えば、**2009年度(平成21年度)**予算では「福祉に充実」として**2,322億円**計上されていますが、既存の延長ではなく、それがほんとうに市民福祉になっているのかどうか、また、より有効な税金の使い方になっているのかどうかの視点で断行策をまとめます。

(3) 市税賦課徴収の権限を市長から区長に戻します。また、生存権剥奪の強権的な税徴収を止めるとともに、税減免制度を拡充します。

住民税の「能力に応じた公平な負担」の原則に基づく累進制度への移行、償却資産税の低所得者への減免制度の確立、店舗・工場を含む小規模な土地・建物の固定資産税・都市計画税の引き下げ、軽減措置など、中小業者、住民がいつまでも住み続けられるよう、税制度を見直します。

(4) 出資比率にかかわらず外郭団体の全面的検討に着手します。収支決算は、『有価証券報告書』並みに公開します。

3. 市役所改革問題

(1) 市役所、地方公営企業、外郭団体を徹底的に洗い直し、事業中止も視野に入れます。議会の目の届きにくい外郭団体のうち、神戸市がイニシアティブをもつ団体は、すべて情報を公開します。

(2) 市民にとって市役所は何のためにあるのか、誰のためにあるのかという市役所の存在意義を市民と協議し、明確にします。

(3) NPO・NGO・自治組織を下請化しないで、真の協働をすすめます。

(4) 市役所改革の視点と方向は、次の通りです。

- ① 日本国憲法の遵守義務、「全体の奉仕者」として市職員の意識改革に取り組みます。すべての職員は、「私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を遵守し、かつ、擁護することを固く誓います。私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的に能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を遂行することを誓います」と、採用時に市民に対し宣誓した原点に立ち返るようになります。
- ② 許認可、裁定、運用、予算執行など市民から付託された権限を公平、公正、効率的に、しかも市民にわかりやすく、懇切丁寧に行使するように努めます。また、悪しき既得権益や市民感覚と乖離した計画・運営・見直しを根絶します。
- ③ ①②を職員評価の第1基準とします。
- ④ 人事管理を民主化し、公明正大な労使関係の確立に努めます。利権を排除し、正当な職員の権利を守ります。
- ⑤ 臨時職員の労働条件を改善します。
- ⑥ 市民の知る権利を保障し、情報の公開と説明責任を果たします。
- ⑦ 財政運営の効率性を抜本的に強め、神戸空港や新長田駅南地区再開発事業（企業会計）をはじめ、無駄あるいは見通しのない公共事業などを見直し、事業費とともに担当部署を廃止・統合・縮小し、無駄な定数を削減します。
- ⑧ 人権に関わる行政サービスは、本来、市が遂行すべき故、商品化して市場原理に任せることはしません。特に、高齢者・障害者・子どもに対する福祉は、市の最優先課題と位置づけ中小企業支援とともに予算の優先順位を死守します。
- ⑨ 2008年7月、「市債権管理対策推進本部」（本部長：矢田立郎市長）を設置し、そこに「特別滞納整理員」（120人）を配置（元警察官を含む）して、災害援護資金、**住民税**、固定資産税、国民健康保険料、介護保険料、給食費、保育料などの「滞納」「未収金」解消を図っていますが、市民への強圧的態度や個人の通帳からの引き去りなど人権侵害が後を絶ちません。このような事態は直ちに是正するとともに、「滞納」「未収金」解消の方法については、再検討します。
- ⑩ 放漫な財政運営と無責任体制の一扫をめざし、外郭団体を含め、不良資産化の実態と神戸市と外郭団体幹部の責任の所在を明らかにするとともに、必要な措置を講じます。一方で二度と手に入ることができない神戸市の優良資産（御影工業高校跡地、

布引車庫跡地など) 処分を止め、市民のための活用を図ります。

- ⑩ オンブズパーソンなど市民の市政チェックを歓迎します。
- ⑪ 公益通報者保護制度に基づく職員・従業員の意見・批判の吸い上げを積極的に行います。しかし、それによって不利益は与えません。
- ⑫ 会館などの公的施設の利用については、利用者本位に改めます。

3-2. 経済・環境(交通、産業、まちづくり等)

4. 神戸空港問題—不要・不急の大型公共事業並びに開発主義神戸の象徴として—

- (1) 神戸空港は2006年2月に開港しましたが、これは1998年に30万人以上の市民が「建設の是非を問う住民投票」を求めたにも拘わらず、その意志を無視して強行されたものです。この施策に対して当時から現在まで市民が抱えている疑問や不安は解消されているどころか強まるばかりです。空港の今後については、住民投票で決めます。その際、需要予測・財政・環境・安全・技術・法制などすべての分野の情報を公開します。

5. 神戸港問題

- (1) 神戸、大阪、尼崎西宮芦屋の3港が、「阪神港」として2007年12月に統合されました。すでに2005年には、国土交通省のプロジェクト「スーパー中枢港湾」—物流機能を集中的に向上させ、国際競争力を高める目的—に、阪神港(神戸港、大阪港)が指定されています。このような新たな状況を踏まえ、物流拠点の港という狭い視野を克服して「神戸港」のあり方を市民的に検討します。

- (2) 「新港西地区の文化・芸術ゾーン化」を検討します。

新港第1突堤～第3突堤(面積約23ha)を埋め立てたり、利潤追求優先の商業開発に走るのではなく、貴重な産業遺産である突堤護岸やその周りの空間を保全し、市民がウォーターフロントの魅力を享受できるよう、魅力的な商業施設の導入も含め「文化・芸術ゾーン化」を図ります。また、周辺の歴史的建築物や構築物の保存、活用を図ります。

6. 交通問題

- (1) 市民生活、環境、財政など総合的な視点に立って、大阪湾岸道路(西伸部)に関する見解をまとめます。
- (2) 阪急三宮地下化→市営地下鉄相互乗り入れ問題について注視し、総合的に検討します。
- (3) **神戸市の第三セクター「神戸高速鉄道」の株式の阪急・阪神ホールディングスへの譲渡**に伴う阪急、阪神、山陽、神戸電鉄の一体的運営を踏まえ、市営地下鉄、バス、神戸電鉄、北神急行電鉄の料金補助のあり方を再検討します。

(4) 神戸市を「エコタウン」化する一環として、市バスの電気エンジン化や低床の路面電車復活などを検討します。

7. 産業・雇用問題

(1) 関西における神戸の位置づけを明確にするとともに、地場産業の位置づけを重視する方向で見直します。伝統ある産業の新時代への再生を支援します。

(2) 下請・孫請企業の再生・独立支援と、それに伴う既存大手企業神戸残留には優遇策を検討します。

(3) 工場誘致・遊休地処分には、莫大な誘致費用を負担するのではなく、恵まれた利便性・後背環境の優秀性を生かします。

(4) 神戸市発注の「公契約に関する基本条例」を制定します。

(5) 「労働者派遣法」の改廃を国に求めます。

8. 中小企業問題

(1) 「優れた技術力の利用と発展をめざす」「大企業依存体質の改善」「世界的課題に挑戦する」視点に立って、神戸経済の再生に向け、地元中小業者・中小企業の活性化を図るため、次の施策を行います。

① 神戸市を「エコタウン」として再整備する政策や市民運動を基盤として、環境産業に関わる次のような中小企業の育成をめざします。国の不十分な省エネルギー政策に対し、市民に身近な地方自治体の立場から、望ましい省エネルギー政策のあり方を探り、産業化に結びつけます。

i. 環境に優しいエネルギー開発などの分野で競争力のある企業の育成をめざします。

太陽光発電や風力発電など自然エネルギー活用の発電や水素電池の開発の支援を検討します。環境を悪化させる神鋼石炭火力発電所の停止を検討するとともに化石燃料系の発動機の使用機会を減じるような、電動発動機などを利用する自動車などの開発支援を検討します。またドイツなどの先進例に学び、市民主体の地域発電システム整備の方向性を探り、国に法改正を働きかけます。

ii. 省エネルギーや生産性の向上を図り、地場建設産業の受注拡大を図ります。

エネルギー開発に限らず、その消費をできるだけ抑える、市民にとって利用しやすい省エネ技術の開発を促進し事業化をすすめます。例えば、「パッシブクーリング住宅」（自然を生かした涼しい住まい）や省エネビルの技術開発や、生産性を高めることによりコストを削減したり、神戸らしいまちづくり・街並み景観づくりに適した文化性のある住宅デザインの開発にとりくむことが考えられます。これらにより、地場建設産業が多く受注を得られるような方策を探ります。

② 「中小企業活性化構想」を策定します。

i. 「中小企業経営相談センター」(仮称)を設置します。

中小企業および小規模事業者のニーズを的確にとらえ、知識や情報の提供だけでなく必要な業務の遂行を支援する経営相談センターを設置します。

その内容として、第1に、拡大、転進だけでなく、撤退、売却、後継者問題を含む経営支援。第2に、IT化できていない中小企業へのIT化支援するため、中小企業問題に関する情報バンクの機能を持ったものとします。

ii. 公共事業を地域・生活密着型に転換して、地域経済を支える中小企業・中小業者の仕事を増やすとともに、「地域活性化事業への助成制度」創設を検討します。

市営住宅などの公修繕は、市が責任を持って中小企業・中小業者に発注するようにします。また、住宅リフォーム制度や「小規模工事契約希望者登録制度」を創設し、中小企業・中小業者の仕事確保に努めます。

iii. 地域経済を振興し、住み続けられるまちにしていくためにも、中小業者や住民とともに歩む金融機関を育成していきます。また、「神戸市中小企業融資制度」に則り、金融機関への指導を強めるとともに、制度融資の拡充・改善に努めます。

iv. 過剰債務からの復活を支援します。

返済期限の延長等の問題先送りではなく、過剰債務でありながら約定通り返済を進める企業に対して、債務の一部軽減を含む行政と金融機関一体となった企業復活のための支援策を検討します。具体的には、中小～中堅企業に対しては、中小企業向け債務の証券化を、小規模事業者に対しては、別建保証枠の創設をします。

サラ金・ヤミ金に頼らざるを得ない中小企業金融政策を脱却するため、地域金融機関を支援します。まず、小口金融から開始します。

また、違法な金融業者に対する指導を強めるとともに、窓口で把握した多重債務者を確実に専門機関に結びつける体制を確立します。

③ 雇用弱者のための職業能力開発と就業機会を提供します。

i. 子育て終了後の再就職主婦、中高年求職者、就業未体験者の若年層を対象に職業能力の開発、就業のためのNPO法人の設立(中小企業対象の支援業務に従事)を推進します。

ii. 子育て中の働く市民を支援するため、保育施設の充実等働ける環境整備、遊休施設の再利用、老人ホームとの併設、退職保育士の再雇用などを行います。

iii. 高齢退職者の雇用を支援するため、雇用機会の情報提供、技能の継承、中小企業向け支援業務を行います。

(2) 地域の個店や小規模事業者を地域経済振興に位置づける「中小企業地域経済振興条例」を制定し、まちづくりと一体的に地域経済再生に努めます。

(3) 「イカナゴの釘煮」などの具体的事例を推奨し、市場（いちば）の再生―地産・地消―に取り組みます。

(4) 事業用ごみの収集で、中小業者への過大な負担をなくすとともに、市民負担につながる家庭ごみの収集は見直します。

9. 農業・漁業問題と環境保全

(1) 農漁業(加工を含む)政策を、①神戸市民に対し高品位の食を確保すること、②食の安全・安心を確保すること、③農漁業従事者の生活確保と後継者育成支援を推進することなどの視点で充実させます。

(2) 神戸市は、北区や西区などの農業生産地を有し、瀬戸内海と隣接しているという好立地を背景にして、エコPRと環境保全に配慮できる地産・地消を有機的に推進します。そのため、産地～市場～飲食店・消費者の有機的結合・情報交換システムを構築します。

(3) 健康保持への一翼を担うとともに農業従事者の後継者育成にもつながる有機農業を積極的に推進します。

(4) 漁業従事者の後継者育成にもつながる瀬戸内海などの近海魚を中心とした魚介類を食することの重要性と安全性を積極的にPRし、推進します。

(5) 食の安全・安心を確保するため、神戸港での輸入食品の水際チェック体制を充実させるよう国（農林水産省、厚生労働省、財務省）に強く求めていきます。

(6) 持続可能な農的暮らしを構築できるよう支援します。また、国土の環境保全機能を重視し、食料の自給率向上をめざします。

3-3. 暮らし（医療と健康、教育、福祉）

10. 市民の生命と健康を守る医療の課題

(1) 神戸市立中央市民病院は、市民の生命を守る最後の砦です。救急医療を確保するとともに、市民の医療ニーズに沿った拡充を図ります。2009年3月、新築移転工事が着工されましたが、計画遂行を一時凍結し、計画の内容に関して市民の信を問います。

また、公立病院の拡充をはじめ、民間医療機関も含めた医療スタッフの増員を含めて拡充します。

(2) 医療産業都市を企業の利潤追求型から、国民・市民のための研究都市に転換します。国の補助金めあての場当たりのなやり方を止めます。

(3) 健康診断や予防医学の研究推進支援などを積極的に推進し、早期発見・早期治療に結び付けます。予防研究の中には、有機農法による旬の農産物の役割を含めます（医食同源の実行）。

- (4) 福祉医療制度を拡充します。
- ① 患者負担はゼロをめざして軽減します。
 - ② 乳幼児医療は外来も含めて、義務教育修了まで助成対象とします。
 - ③ 受給資格者への交付漏れ防止策を講じます。次の段階として、申請主義から自動交付システムに移行することを検討します。
 - ④ 所得制限を緩和します。
- (5) 国民健康保険の財政と運営改善に努力します。
- ① 市民の家計を圧迫しないような保険料にします。併せて、一般会計から市費繰り入れ増も検討します。
 - ② 「特別な事情」がないことを確認できない限り、資格証明書・短期被保険者証の発行は止めます。一人の無保険者も出ないように徹底します。
 - ③ 医療費の窓口負担の減免制度の拡充を行います。具体的には、手続きの簡素化、期間終了期限の見直し等を行います。
 - ④ 保険料の減免制度を拡充します。
 - ⑤ 「傷病手当」や「出産手当」を創設し、療養と生活基盤確保の両立をめざします。
- (6) 小児ぜんそくに対する公費負担を復活します。
- (7) 保健所を各区に再配置し、区単位の公衆衛生・予防活動を前進させるため、区民の健康に責任を持てるスタッフを配置します。
- (8) アスベストの健康被害救済に万全を期します。工場跡地の再開発にあたっては、有害な物質による汚染の危険性のある場合、徹底的に調査をします。費用負担を含む当該企業の責任を条例に明記します。
- (9) 75歳以上の高齢者を差別する「後期高齢者医療制度」の廃止を国に求めます。

1.1. 教育問題

- (1) 小・中学校の「30人学級」に着手します。
- (2) 入所児童数が増えてきているため学童保育所（小学校1年生～3年生）が過密になってきています。施設を増やすことと指導員の増員を検討します。

(3) 中学校給食の実施を検討します。

- (4) 小・中・高校の統廃合計画を見直します。
- (5) 公立高校の開門率を上げ、子どもたちの進路を保障します。
- (6) 公立高校の選抜制度を抜本的に見直します。
- (7) 私学助成と奨学金制度を改善します。
- (8) 子ども、教職員、学校の評価・ランク付と無用な競争を煽るだけの「学力テスト」の結果公表を止めるとともに、今後の同テストを中止します。なお、今後、学力の実態調査を実施する場合には、莫大な費用のかかる全数調査（悉皆調査）は不要であり、調査の必要性の有無について教育関係者間でよく相談するようにします。
- (9) 「子どもの権利条約」を具体化した「子どもの権利条例」制定を検討します。

1.2. 福祉問題

- (1) 貧困問題の深刻化に対して、必要な福祉施策を拡充します。
 - ① 生活保護申請抑制を止め、窓口の相談体制を強化します。
- (2) 21世紀の重要課題である少子・高齢化問題の一翼を担う保育政策を改善します。
 - ① 公立保育所の廃止・民営化を中止し、公的責任を果たします。
 - ② 全国ワースト3位の待機児童数を早期に解消するため、保育所を新設するとともに定数を増やします。
 - ③ 安心して子どもを生み育てるため、保育料を値下げします。
 - ④ 公立・私立ともに同水準の保育をすすめるため、民間給与改善費を増額し、公私間格差を是正します。
 - ⑤ 子育て支援策を抜本的に充実させるため、保育予算を増額します。
- (3) 入所児童数が増えてきているため学童保育所（小学校1年生～3年生）が過密になってきています。施設を増やすことと指導員の増員を検討します（再掲）。**
- (4) 障害者福祉を充実させます。
 - ① 障害者の地域での生活を困難にしている「障害者自立支援法」について、国に廃止や抜本的な見直しを求めます。

- ② 障害当事者が政策決定に参加し、生活の自己決定を行えるよう政策を立案します。
- ③ 障害者が家族から自立したり、施設を出ることを可能にするために、住宅保障や相談の体制をつくります。
- ④ 介護についての利用者負担の廃止を国に要望し、神戸市独自の救済策を検討します。
- ⑤ 必要な人に必要な介護を行えるよう、介護制度の柔軟な運用を行います。特に、施設入所者をガイドヘルパーの対象に加えることや入院中の障害者へのヘルパー派遣制度の拡充を検討します。ヘルパーが足りないという状況を改善するために介護労働者の労働条件の改善を国に要望し、神戸市独自の改善策を検討します。
- ⑥ グループホーム・ケアホーム生活者のヘルパー利用を国に要望し、神戸市独自の救済策を検討します。
- ⑦ 小規模作業所への補助制度を拡充します。特に、利用時間の少ない精神障害者の特性に配慮した制度に改善することを国に要望し、神戸市独自の救済策を検討します。

(5) 高齢者福祉を充実させます。

- ① 高齢者自身が高齢者のための施策の決定にかかわることを保障します。
- ② 高齢者の社会参加を積極的に進めるため、「敬老優待乗車制度」(敬老パス)の無料化を復活させます。
- ③ 介護保険2009年度改定については、介護認定の軽度化をもたらすなど問題が多く、厚生労働省も不備を認めています。原案作成にかかわった自治体首長として、その見直しを政府に求めます。
- ④ 必要に応じて安心して介護を受けられるように、限度額を超えた介護サービス利用について神戸市独自の支援策を作ります。
- ⑤ 介護従事者不足解消のため、研修支援・資格取得支援・就労支援などの支援を行います。
- ⑥ 地域包括支援センターの体制を拡充し、地域支援が可能な体制にします。そのために区福祉部は住民対応を丸投げせず、積極的な支援を行います。
- ⑦ ショートステイや特別養護老人ホームの利用者の待機を解消するために、市有地の有効活用や事業者への参入支援を行います。
- ⑧ 介護保険料・利用料を引き下げ、減免制度を拡充します。また、必要とする人が

必要な時に安心して受けられる介護保険制度に改善します。

1.3. 住宅問題

- (1) 「安全で安心なすまいづくり」をキャッチフレーズにしている住宅政策を、現実に展開している事例と比較し、生活者の視点に立って検証します。
- (2) 「神戸市住宅基本計画」(2001—2010)については、「住生活基本法」(2006年)や「住宅セーフティネット法」(2007年)が制定されたことを踏まえ、市民生活を守る視点に立って抜本的に見直します。
- (3) 2008年6月、全国に先駆けて市営住宅の家賃減免制度を改悪し、2009年4月から施行しました。大幅な家賃負担を強いる内容については直ちに改め、入居者の「居住の権利」を守ります。

1.4. 阪神・淡路大震災からの復興と防災の問題

- (1) 従来のような都市計画局的視点を放棄し、市民的立場での被災地支援活動を市の活動に位置づけ昇格させます。また、被災者支援を継続しているボランティア団体に対しては、助成をします。さらに、復興担当部局を明確にし、被災者支援を継続します。
- (2) 「大震災被災者の最後の一人まで救済」することを基本に、未復興の課題に取り組みます。
 - ① 復興公営住宅入居者の暮らしと健康・医療対策を抜本的に見直します。
 - ② **失業・病気などにより**止むを得ず家賃を滞納した入居者に対しては、減免家賃を本来家賃に引き上げることはしません。
 - ③ 「災害援護資金」の償還については、生活保護基準の世帯は免除します。
 - ④ 「災害援護資金」の未償還問題については、「返済免除措置」を含め国に強く求めます。
- (3) 「新長田駅南地区震災復興第二種市街地再開発事業」を抜本的に見直します。
 - ① 1995年3月17日の都市計画決定を見直し、市民の立場で総括します。その上で、現時点で未着工部分、商業床をはじめ空き床部分の活用を含め、住民参加未着工部分は、希望する元の地権者の買い戻し権を保障します。
 - ② 都市計画法が保障している住民からの「意見書」の審査を、現行の都市計画総局内部の「意見書処理委員会」のような市民や外部の意見が入らない組織ではなく、条例化して公正な第三者機関に委ねます。
 - ③ 市が買収した未利用地は、災害対策基本法の趣旨に則り「地域防災計画」に規定す

るコミュニティ防災拠点として活用します。

④ 工区ごとの現時点の収支状況など事業会計を公表し、資金計画を明らかにします。

⑤ 商業床入居者の経営不安を解消するために管理費・共益費などの負担軽減に努めます。

(4) 災害対策を強化します。

① 「地域防災計画」を全面的に見直すとともに、財政的に裏付けられた実施計画を策定し、地震、水害、津波など自然災害への万全の備えを講じます。

② 民間住宅の耐震診断及び耐震補強工事に対する助成制度を抜本的に強化します。

③ 公立学校など公共施設の耐震化を急ぎます。

④ 2008年7月の都賀川集中豪雨禍事故を教訓に、都市河川の安全対策に万全を期します。

3-4. 平和、文化、まちづくり

15. 平和・人権問題

(1) 非核「神戸方式」(1975年3月・神戸市会決議)は、米国艦船の寄港を34年間許さず、神戸を戦争非協力のまちとして全国・全世界に印象づけました。日米政府が、その見直しを迫っていますが、あくまで堅持します。

(2) 「国民保護計画」に基づく訓練は、どこの国が日本を攻撃してくるのか、誰が大規模テロを起こすのかが曖昧であり、国民の保護には役立たず、市民の従軍・協力意識を高めるものであり、反対します。また、「無防備地域宣言」など戦争非協力の自治体づくりを検討します。

(3) 広島市が提唱する「平和市長会議」に賛同し、全面核軍縮に向けた自治体外交や市民への啓発を行います。

(4) 国際的な災害救助活動に協力し、災害時に助け合う国際協力を促進することで、世界平和に貢献します。

16. 文化問題

(1) 神戸市の特色ある文化遺産—大輪田の泊、近代産業遺産・街並み・景観—を生かした施策を策定します。

(2) 「新港西地区の文化・芸術ゾーン化」を検討します(再掲)。

① 新港第1突堤～第3突堤(面積約23ha)を埋め立てたり、利潤追求優先の商業開

発に走るのではなく、貴重な産業遺産である突堤護岸やその周りの空間を保全し、市民がウォーターフロントの魅力を享受できるよう、魅力的な商業施設の導入も含め「文化・芸術ゾーン化」を図ります。また、周辺の歴史的建築物や構築物の保存、活用を図ります。

② 芸術家を支援するため、低家賃アトリエ・低家賃住居や発信支援・事業補助などを実施します。

(3) 「国際フルーツコンクール」や「神戸ビエンナーレ」などのイベントに関しては、事業のあり方やその内容を再検討します。

(4) 既存の文化施設を市民のための施設につくりかえます。

① 全面的な情報公開を実施し、施設のランニングコストを明らかにします。

② 指定管理者制度は、民主的な運営をすすめるため審査委員会の構成と委員の選出を改善します。

③ 指定管理者制度は、全面的な情報公開のもとで実施します。

1 7. 市民主体のまちづくり・コミュニティ形成

(1) 「デザイン都市構想」を抜本的に見直します。

旧居留地近辺の観光に矮小化したウォーターフロント開発などを克服し、「生活デザイン」を神戸の産業の中心に据え、美しいまちを舞台として、「暮らしー仕事ーひと」の連鎖によって「元気な神戸」を創造する、市民による市民のための「デザイン都市構想」を対置します。そのため、市民発意による景観地区指定ができる景観法を活用します。

コンセプトは、以下の通りです。

■自然環境（太陽・雨・海・山・緑・空間）と人間性の再生をめざします。

■住環境（どこからでも山&or海が見える・自然を感じる）、職住環境、教育環境、職環境と成果物、交通（生活道路と産業道路）、自然と防（減）災、これらを持続可能にさせる仕組みを考えます。

(2) 持続可能な美しく多面的価値のあるまちづくりをすすめます。

① 美しく愛着がもて多面的価値の高い住宅・住宅地づくりをします。

② 神戸らしい品格ある都市景観づくりをすすめます。

③ 風情ある下町のリニューアルをすすめます。

(3) 神戸市民の豊かな都市生活を支えるまちづくりをすすめます。

① 中心市街地の商業空間の整備と活性化を図ります。

- ② 都市内の公園などの自然・文化空間の整備を図ります。
 - ③ 新規転入者、外国人、障害者があたり前に住める安全・安心のまちにします。
- (4) 多文化共生の地域コミュニティを実現し、国際理解を促進します。
- ① 定住外国人に配慮した多彩なセミナー、母（国）語・日本語教室を支援します。
 - ② 就業・雇用を促進します。
 - ③ 「FMわいわい」のような、当事者を主役にした地域メディアを根づかせます。
 - ④ 市場などの空き店舗を使った大々的な多文化フード・バザールを設置します。
 - ⑤ 多文化のまちかどアート・ライブを支援します。
 - ⑥ 定住外国人の参政権－模擬投票、住民投票条例などで突破口をつくります。
- (5) 使用目的の終了した公共施設の跡地を含む活用については、市民の意見をよく聴いた上で方策を検討します。

18. 観光問題

- (1) 「山と海」に恵まれた自然環境と歴史的遺産の保護を基礎においた観光政策を立案します。
- (2) 神戸エキゾチックのイメージ（日本の特色を持った洋風）で、国内外からの集客を図ります。

19. 市民参画問題

- (1) 常設型住民投票条例を制定します。
- (2) 情報公開を徹底し、市民と情報共有します。
- (3) 市民が参加して区のあり方を検討します。
 - ① 区・自治会に裁量権（事業の優先順位）を付与します。
 - ② 自治会の会計を住民に公開し、説明義務を果たすようにします。
 - i. 自治会などに対する補助金の中身を全面的に洗い直します。
 - ii. 自治会への住民参加を支援するため、場所・資料の提供などを積極的に行います。但し、干渉はしません。

- iii. 地域のNPO・NGOの参加を呼びかけます。
- (4) 意思決定・政策形成過程に、市民の参加を保障します。
 - ① コミュニティにおける住民参加の権利と義務を明確にします。
- (5) 地域サービスに関しては、退職者ボランティアの出番を保障します。

以上